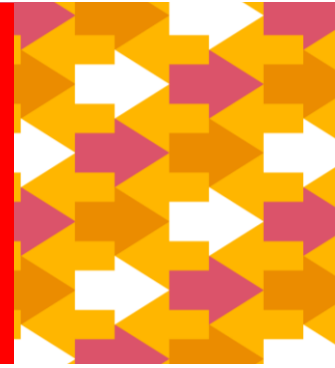


# PwC Tax Insight (No.28/2020)

## 新規機械設備投資に対する 150%の追加費用控除

Issued Date: 25 June 2020



.....  
新規の機械設備投資に対して、追加で 150%の費用控除を認める勅令第 695 号が発効しました。  
.....

タイ国内経済を改善し、投資を促進する目的で、企業に対し新規に機械設備投資を行った場合に、追加で 150%の費用控除を認める勅令第695号が発効しました。

ただし、リース事業を行う法人およびリースを活用して機械設備投資を行う企業については、本税務恩典の対象になりません。

本勅令の概要は以下を参照ください。

本税務特典は歳入局長が定める基準および条件に従い、2020年1月1日から2020年12月31日の間に実際に支払われた金額に基づきます。

対象となる機械は機械法に基づき定義されます。すべての機械が対象になるわけではありませんが、機械法により定義された工業用、商業用および化学用機械の大部分が対象になります。ただし、車両法の下で規定される車両は対象になりません。

対象となる機械は以下の条件を満たす必要があります。

1. 未使用で、2020年12月31日までに使用可能な状態である。
2. タイ国内に所在している。
3. 全部または部分的にでも、歳入法典に基づいて発行されたその他の規定に定められた税務特典の対象ではない。
4. 全部または部分的にでも、投資奨励法、特定産業競争力強化法および東部特別開発地区法の下で、法人税免除の対象となる事業に使用されていない。

本税務特典を利用する法人は、投資事業計画および支払計画を作成し、歳入局長が定める基準、条件に従い、歳入局長に報告を行う義務があります。

法人がいずれかの会計期間において、本規則の基準および条件に従わない場合には、本税務特典は適用された最初の会計年度に遡り、取り消されます。その場合、該当する会計年度の法人税申告書を再計算し、再提出することが求められます。ただし、資産が売却された場合、損傷した場合または除却された場合には、該当する事象が発生した会計年度に本税務特典の適用は終了します。この場合、既に適用済みの税務特典についての再計算(法人税申告書の再提出)を行う必要はありません。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers (Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666



**日本企業部 (Direct Telephone)**

魚住 篤志  
(0 2844 1157/Mobile:08 18220338)  
[atsushi.uozumi@pwc.com](mailto:atsushi.uozumi@pwc.com)

武部 純  
(0 2844 1209/Mobile:08 48747425)  
[jun.takebe@pwc.com](mailto:jun.takebe@pwc.com)

名賀石 樹  
(0 2844 1366/Mobile:09 22490014)  
[tatsuki.nakaishi@pwc.com](mailto:tatsuki.nakaishi@pwc.com)

松下駿太郎  
(0 2844 1466/Mobile:09 82821372)  
[matsushita.shuntaro@pwc.com](mailto:matsushita.shuntaro@pwc.com)

森岡 青紀  
(0 2844 2102/Mobile:06 26032435)  
[aoki.morioka@pwc.com](mailto:aoki.morioka@pwc.com)

玉木 寿典  
(0 2844 1470/Mobile:06 55109668)  
[tamaki.toshinori@pwc.com](mailto:tamaki.toshinori@pwc.com)

小島 大佑  
(0 2844 1269/Mobile:08 45554601)  
[daisuke.k.kojima@pwc.com](mailto:daisuke.k.kojima@pwc.com)

川又 麻美  
(0 2844 1321)  
[asami.kawamata@pwc.com](mailto:asami.kawamata@pwc.com)

\* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がございましたら、弊事務所(電話番号：(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。